

論 説

組織再編税制の考察 (一)

～スピノフ税制の導入を踏まえて～

鈴木 亜 弥

※本稿は、平成30年度、亜細亜大学大学院法学研究科に提出し、学位を取得した修士論文である。

第1章 はじめに

組織再編税制の条文は極めて複雑である。その一方で、条文に「おおむね」や「見込まれる」といった不確定概念が含まれる。このように法人税法の中でも、最も複雑かつ曖昧な条文であるがゆえに、納税者にとって、条文の当てはめが難しいものとなっている。これらの条文の、形式的な解釈が重要なのは当然のことであるが、制定当時の文書や制度趣旨を研究し、我が国の組織再編税制が制度趣旨・経済実態に沿ったものであるかを検討することは、その条文の解釈が難しいがゆえに、大変有意義であると思われる。

平成29年度税制改正において、スピノフ税制が導入された。従来の組織再編税制は複数の企業が結合する際に適用されるものであったのに対して、スピノフ税制は企業や事業を切り離す際に適用されることを想定している。

国際的競争力の強化などの経済要請に応えるべく、従来、非適格組織再編成として、課税関係が生じていた、支配関係のない新設分割等についても、適格組織再編成として課税の繰り延べがなされることとなった。これにより不採算事業の切り出しなど、積極的なM&Aが可能となった。

しかし、ここで問題となるのが、従来の税制における適格会社分割を含め、会社分割においては、当事者がどの資産や事業を分離するのか自由に

選択できるため、売買取引との線引きが難しいことである。事業や企業が一つになる会社合併等とは異なり、会社分割においては、事業・資産負債の選択的切り離し・取得が可能となる。我が国の組織再編税制が事業単位での移転を前提としているのであれば、これらの会社分割については、その基本理念を逸脱しているものではなかろうか。

組織再編税制の先進国であるアメリカにおいては、非課税会社分割の上記の側面を利用した租税回避行為は頻繁に行われてきた経緯がある。アメリカの組織変更税制は、様々な租税回避行為に対応するべく改定が重ねられてきた。その実態を調査、検討することは、日本の組織再編税制の問題点や不足点を検討する際に非常に意義があると考えられる。まずは、日本の組織再編税制の基本的な考え方、概要について解説を行い、アメリカとの比較を踏まえて、会社分割の適格要件を中心に、日本の組織再編税制の問題点や今後の課題は何であろうか、本論文では検討していきたい。

このように、日本の組織再編税制においては会社分割を利用した租税回避行為を可能にしてしまう側面がある。しかし、その一方で、企業のスムーズな組織再編成を促すため、適格要件を緩和すべき部分もあると考えられる。従来の組織再編税制は、企業のスムーズな M&A を妨げていた部分が多くあった。すなわち、企業の経済実態に変更がないと思われる場合においても、課税関係が生じることがあったのである。平成29年度税制改正は柔軟な組織再編成を促すためのものであると考えられるが、この改正は、従来の組織再編税制において、企業活動の足かせとなっていた部分を解消するものとなっているであろうか。従来の組織再編税制の適格要件を含め、平成29年税制改正後の適格要件が企業の経済活動の妨げとなっていないか検討を行う。

第2章 組織再編税制の概要

(1) 制定の経緯

組織再編税制は平成13年度税制改正において導入された。その制定の前には、平成9年の合併手続の簡素合理化、平成10年の自己株式の取得・消却要件の緩和、平成11年の株式交換・株式移転制度の導入、そして平成12年の会社分割制度の導入というように、次々に企業の組織再編成のインフ

ラとなる整備が行われていた。そこで、このような状況を踏まえ、法人税法においても、経済社会の構造変化に対応した税制を創設すべく、平成13年度改正により、合併、分割、現物出資、事後設立及びみなし配当を中心として、抜本的な見直しが行われた。

組織再編税制の立法趣旨は、政府税制調査会の「会社分割・合併等の企業組織再編成に係る税制の基本的考え方」(平成12年10月3日)(以下「基本的考え方」)に見ることができる。

以下は、「基本的考え方」第一(2)より抜粋したものである。

「企業組織再編成に係る法人課税のあり方を検討するに当たっては、以下の点から、現行の現物出資、合併等に係る税制を改めて見直し、全体として整合的な考え方に基づいて整備する必要がある。

第一に、会社分割には、現物出資、合併等と共通する部分があり、例えば分割型の吸収分割と合併では法的な仕組みが異なるものの実質的に同一の効果を発生させることができる。同じ効果を発生させる取引に対して異なる課税を行うこととすれば、租税回避の温床を作りかねないなどの問題がある。

第二に、現行の税制においては、営業譲渡により企業買収を行う場合には、資産の時価取引として譲渡益課税が行われるが、他方、合併により企業買収を行う場合には、課税が繰り延べられるなどの問題がある。」

上記「基本的考え方」にも示される通り、平成13年度改正に際しては、組織再編成の全般を通じて整合性のある取り扱いとなるように、組織再編成に係る税制を統一的、かつ、体系的に整備することが企図された。

これは、合併、分割、現物出資及び事後設立には、一方の法人から他方の法人に資産等を移転するという点で共通点があり、その移転の際に移転資産等のキャピタルゲイン・ロスをどのように取り扱うのかという共通する重要な問題があること、更には、分割は、一方では、合併の対極を成しながら、他方では、資産等の全部を一回又は複数回に分けて移転することにより合併と同一の効果を生じさせ、また資産等の一部を移転することにより現物出資と同一の効果を生じさせるなど、合併、分割、現物出資及び事後設立には、代替性・類似性があること等の理由による¹⁾。

1) 武田昌輔『DHC コメンタール法人税法』(第一法規、1979) 3601頁

(54) 組織再編税制の考察 (一) (鈴木)

また、以下の通り、「基本的考え方」では、課税関係についても示している。(基本的考え方第一(3)より一部抜粋)

「会社分割・合併等の組織再編成に係る法人税制の検討の中心となるのは、組織再編成により移転する資産の譲渡損益の取扱いと考えられるが、法人がその有する資産を他に移転する場合には、移転資産の時価取引として譲渡損益を計上するのが原則であり、この点については、組織再編成により資産を移転する場合も例外ではない。」

上記に示される通り、組織再編成は適格取引に該当しない限り、時価による資産の譲渡として取り扱われる(法人税法62条・62条の2)。原則は法人税法の他の取引と同じように時価により譲渡損益が認識され、適格要件に該当した場合のみ、例外的に課税の繰り延べが行われる。

ここで留意すべき点は、基本的考え方において、上記の通り原則(時価取引)を示しているが、組織再編税制における例外的取り扱い(課税繰延扱い)は租税特別措置法によるものではなく、法人税法本法に規定されているものであることである。すなわち、適格組織再編成に課税繰延は、法人税法本法が認めた例外、長期的な視点にたったいわば「原理・原則に基づいた例外」であって、短期的な視野にたった特定の政策目的実現のための措置ではない。

それゆえ、組織再編税制における基本概念・根本となる考え方は何か、考察することは極めて重要である。その「基本的考え方」に示される基本概念については、(2)で解説を行う。

(2) 組織再編税制の基本概念 「支配の継続」と「投資の継続」

「基本的考え方」に示される重要な基本概念は、「支配の継続」と「投資の継続」であり、日本の組織再編税制の制定の核となったと考えられる。

① 「支配の継続」

まず、「基本的考え方」は法人段階の課税について、「組織再編成により資産を移転する前後で経済実態に実質的な変更が無いと考えられる場合には、課税関係を継続させるのが適当と考えられる。したがって、組織再編成において、移転資産に対する支配が再編成後も継続していると認められるものについては、移転資産の譲渡損益の計上を繰り延べることが考えられる。」(「基本的考え方」第一(3))と述べている。

わが国の組織再編税制において、最も中心となる考え方がここで示されている。原則として、組織再編成による移転資産等についてその譲渡損益の計上を求めつつ、特例として、移転資産等に対する支配が継続している場合には、従前の課税関係を継続させるというものである。このような考え方が採られているのは、組織再編成による資産等の移転が形式と実質のいずれにおいてもその資産等を手放すものであるときは、その資産等の譲渡損益を求め、他方、その移転が形式のみで実質においてはまだ資産等を保有しているということができると考えられることによるものである²⁾。法人段階における課税繰延の一般的根拠は、「経済実態に実質的な変更が無い場合に課税しない」という意味での実質主義であり、それに基づいて法人段階における「移転資産に対する支配の継続性」を要求するのである³⁾。つまり、法人が行う資産の移転、および、株主が行う株式の交換等はいずれも譲渡であり、確かに実現として課税の機会となるものであるが、その実態が典型的な譲渡である売買とは著しく異なっており、むしろ資産や株式の保有が継続している状態に近いと判断されることから、適格組織再編成において、課税の繰り延べが認められる⁴⁾。

この「基本的考え方」で要求されている「支配の継続」とは、いかなるものであろうか。「支配の継続」とは、組織再編成の前において、資産を移転した法人が移転した資産に対して有していた支配が、組織再編成の後において、資産の移転を受けた法人に対する支配を通じて、間接的に継続することである⁵⁾と説明されている。

この支配の継続の有無の判断基準として、法人税法では、グループ内組織再編成と支配関係のない法人間の組織再編成（共同事業再編成）に分けて、適格要件を設定している。これらの要件の詳細については、(4)において、後述するが、グループ内組織再編成と共同事業再編成でその適格要件の基礎となる考え方が少し異なる。

2) 武田・前掲注(1) 3603頁

3) 渡辺徹也『スタンダード法人税法』232頁（弘文堂、2018）

4) 岡村忠生『法人税法講義 第3版』333頁（成文堂、2007年）

5) 岡村・前掲注(4) 335頁

まず、支配関係のあるグループ内組織再編成の場合は、常に法人による移転資産の支配の継続があると判断され、適格組織再編成とされる⁶⁾。その一方で、支配関係のない法人間の組織再編成においては、共同で事業を営むための組織再編成であることが求められ⁷⁾、法人間の支配関係を求められることはない。

支配関係のない法人間の組織再編成の適格要件の根拠として、「平成19年税制改正の解説」において、以下のように説明がなされている。

移転資産に対する支配の継続とは、その営まれる事業に注目すれば、「事業を営んできた当事者が引き続き事業を営む」の継続と言い換えることもできます。このような視点で組織再編成の実態等をみると、①持株割合50%超の支配株主がいる企業グループ内で組織再編成が行われる場合には、組織再編成後もその支配株主が事業を営む実態が継続すると考えられる、②このような支配株主がいない場合であっても、組織再編成の当事者（事業を営んできた法人）が共同で事業を営むために組織再編成を行う場合で、それぞれの事業の規模に著しい格差がないなどの場合であれば、組織再編成後も両当事者が事業を営む実態が継続すると考えることができる、と整理できることから、適格合併等の範囲について、①の組織再編成を「企業グループ内の組織再編成」と、②の組織再編成を「共同事業を営むための組織再編成」としているところです。なお、②については、その前後で経済的に実質的な変更がないというためには、事業の継続だけではなく資産を移転した法人の株主がその組織再編成により取得した株式を継続して保有することが必要となります⁸⁾。

② 投資の継続

「支配の継続性」は、法人段階の課税の基本概念であるが、「基本的考え方」は、株主段階の課税に関して、次のように述べている。「分割型の会社分割

6) 完全支配法人間の場合は、支配継続要件のみであるが、支配法人間（50%超100未満の支配）の場合は、事業引継要件等の共同事業要件の一部が要求される。

7) 共同事業要件 詳細は(4)で述べる。

8) 財務省「平成19年税制改正の解説」(https://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2007/explanation/pdf/P247-P378.pdf) 271頁

や合併における分割法人や被合併法人の株主の旧株（分割法人や被合併法人の株式）の譲渡損益についても、原則として、その計上を行うこととなるが、株主の投資が継続していると認められるものについては、上記と同様の考え方にに基づきその計上を繰り延べることが考えられる」（「基本的考え方」第一（3））

上記より、「投資の継続性」は旧株の譲渡損益の認識についてのみの判断基準となるっていることがわかる。その「投資の継続性」が判断基準は、組織再編成の対価が対象法人の株式であるかどうかである。つまり、被合併法人又は分割法人の株主等においては、合併又は分割型分割により合併法人又は分割承継法人の株式以外の資産が交付された場合には、投資が精算されたと判断され、旧株の時価による譲渡を行ったものそして譲渡損益の計上を行うこととし、合併法人又は分割承継法人の株式以外の資産が交付されなかった場合には、投資の継続性があると判断され、旧株の帳簿価格による譲渡を行ったものとして譲渡損益の計上を繰り延べることとされた。

「投資の継続性」が法人段階における、税制適格要件の基準となっていないことは、『企業組織再編成に係る税制についての講演録集』において、「株主の投資が継続していることをもって、会社の移転資産の譲渡損益を計上すべきか否かを定めることはできない⁹⁾。」と結論づけられていることからわかる。さらに同書では「株主について見ると、合併の場合でも会社分割の場合でも同様ですが、会社が移転資産の譲渡に対して課税されるか否かということとは関係なく、自分が持つ旧株の価値に相当する新株をもらえばそれで良いわけですし、また、それを当然に要求するわけです。会社において、移転資産の譲渡益に課税されようが、課税されまいが、株主は常に自分が持つ株式の価値に相当する新株の交付を求めるわけです¹⁰⁾。」と述べられている。移転資産に対する支配が継続していない場合であっても、株主の投資が継続していると認められることがあるということを指摘しているのである。

9) 大蔵省主税局税制第一課法人税制企画室『企業組織再編成に係る税制についての講演録集』24頁（日本租税研究会、2001）

10) 大蔵省・前掲注(9) 24頁

(58) 組織再編税制の考察 (一) (鈴木)

現に法人税法61条の2第2項¹¹⁾、4項では、金銭等を交付しない合併及び分割型分割では、適格組織再編であっても、非適格組織再編であっても、すべての場合において、株式譲渡損益を認識しないこととしている。金銭等を交付しない合併及び分割型分割が行われた場合には、たとえ非適格組織再編成に該当したとしても、株主の投資は清算されておらず、継続しているというのが日本の法人税法における考え方である。

次に、株式の分配を受けた株主に対するみなし配当について、「基本的考え方」では以下の通り述べられている。「移転資産の譲渡損益の計上を繰り延べる場合には、従前の課税関係を継続させるという観点から、利益積立金額は新設・吸収法人や合併法人に引き継ぐのが適当であり、したがって、配当とみなされる部分は無いものと考えられる。」(「基本的考え方」第一(4))

前述の株式譲渡損益の計算と異なり、対価として合併法人株式又は分割

11) 法人税法61条の2第2項

内国法人が、旧株(当該内国法人が有していた株式(出資を含む。以下この条において同じ。))をいう。以下この項において同じ。)を発行した法人の合併(当該法人の株主等に合併法人の株式又は合併法人との間に当該合併法人の発行済株式若しくは出資(自己が有する自己の株式を除く。以下この条において「発行済株式等」という。)の全部を保有する関係として政令で定める関係がある法人の株式のいずれか一方の株式以外の資産(当該株主等に対する第二条第十二号の八(定義)に規定する剰余金の配当等として交付された金銭その他の資産及び合併に反対する当該株主等に対するその買取請求に基づく対価として交付される金銭その他の資産を除く。)が交付されなかつたものに限る。以下この項及び第六項において「金銭等不交付合併」という。)により当該株式の交付を受けた場合又は旧株を発行した法人の特定無対価合併(当該法人の株主等に合併法人の株式その他の資産が交付されなかつた合併で、当該法人の株主等に対する合併法人の株式の交付が省略されたと認められる合併として政令で定めるものをいう。以下この項において同じ。)により当該旧株を有しないこととなつた場合における前項の規定の適用については、同項第一号に掲げる金額は、これらの旧株の当該金銭等不交付合併又は特定無対価合併の直前の帳簿価額に相当する金額とする。

承継法人株式の交付を受けていたとしても、非適格組織再編成の場合にはみなし配当を認識する必要があるということが言える。これに対し、適格合併、適格分割型分割を行った場合には、みなし配当を認識しないが、被合併法人又は分割法人の利益積立金額を合併法人に引き継ぐ必要がある。

(3) 法人税法上の組織再編行為

適格組織再編成になりうる取引については、法人税法に定義はなく、会社法からの借用概念である。すなわち、会社法における合併、分割、現物出資、現物分配（剰余金の配当、資本の払い戻し、自己株式の取得等）、株式交換、株式移転の6つに該当するものについて、適格組織再編成に該当するかどうか判断することとなる。これらの6種類の行為をさらに細分化した下記の11種類が法人税法上の組織再編行為とされている。平成29年度税制改正において、※で示した⑥、⑧、⑨、⑩が新たに組織再編行為に加えられた。

- ①合併
- ②分割型分割
- ③分社型分割
- ④現物出資
- ⑤現物分配
- ⑥株式分配 ※
- ⑦株式交換
- ⑧全部取得付種類株式に係る取得決議 ※
- ⑨株式の併合 ※
- ⑩株式売渡請求に係る承認 ※
- ⑪株式移転

なお、①～⑪の各組織再編行為の内容は下記の通りである。

① 合併

吸収合併と新設合併に分類される。吸収合併は被合併法人が合併法人に吸収されて消滅するものであり、新設合併は被合併法人及び合併法人の両者が消滅して新たな会社が設立されるものである。

② 分割型分割

分割に係る分割対価資産を分割法人の株主に交付するものである。会社

(60) 組織再編税制の考察 (一) (鈴木)

法において規定されているのは下記の分社型分割のみであり、会社法上は「分社型分割」後、ただちに株主への剰余金の配当として「承継会社株式の配当」を行ったという組み合わせにより行われたこととなる。

③ 分社型分割

分割に係る分割対価資産を分割法人に交付するものである。

④ 現物出資

金銭以外の資産の出資により、会社の設立、増資を行うものである。

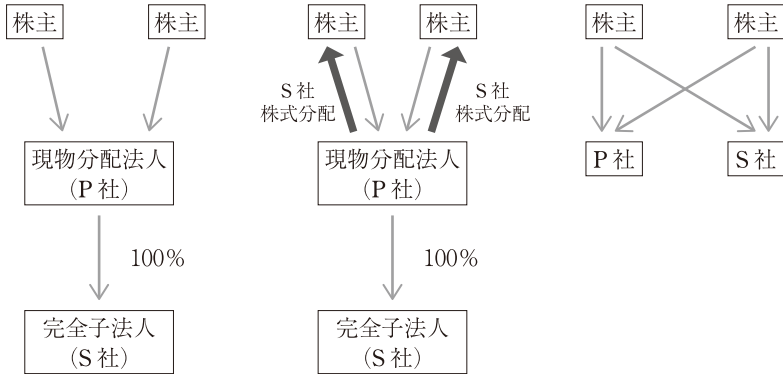
⑤ 現物分配

金銭以外の資産を株主に分配するものである。

⑥ 株式分配 ※

法人が100%保有している子会社の株式の全てを株主に現物分配するものである。

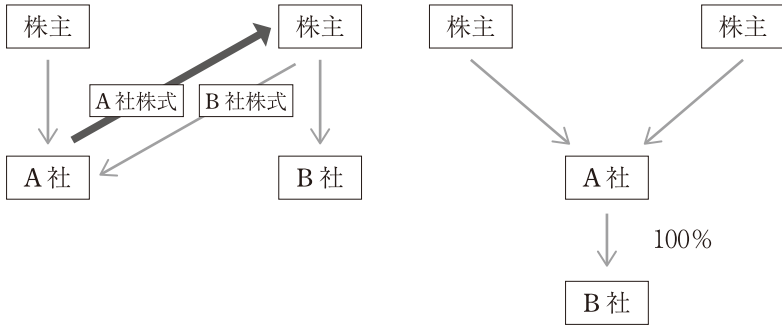
図 1



⑦ 株式交換

法人がその発行済株式全てを他の法人に取得させて、その株式を取得した法人が「完全親法人」となるものである。

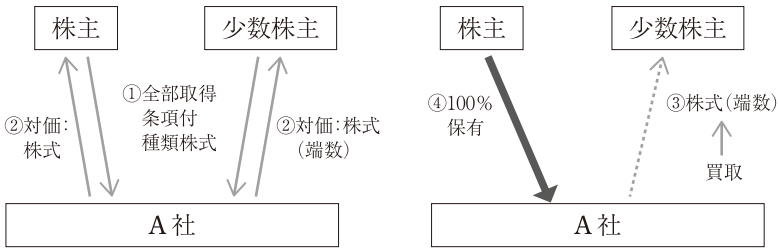
図 2



⑧ 全部取得付種類株式に係る取得決議 ※

発行している既存の株式に全部取得条項を新たに付す定款変更を行い、株主総会の特別決議による承認を得ることで、全部取得条項付種類株式を発行人が取得し、取得対価として少数株主に交付する新たな株式が端数になるようにして、当該端数を少数株主から買い取ることで少数株主の追い出しを行う手法である。(会社法171条)

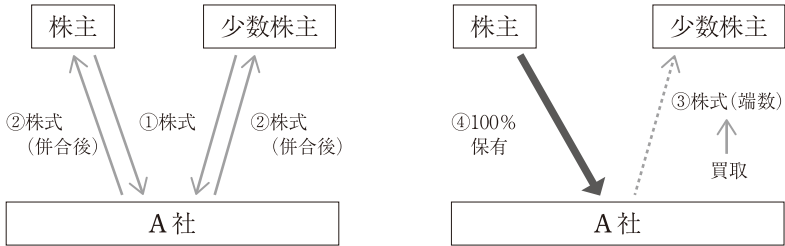
図 3



⑨ 株式の併合 ※

株主総会の決議によって一定の併合割合によって少数株主は端数を保有し、当該端数を買い取ることで少数株主の追い出しを行う手法である。(会社法180条)

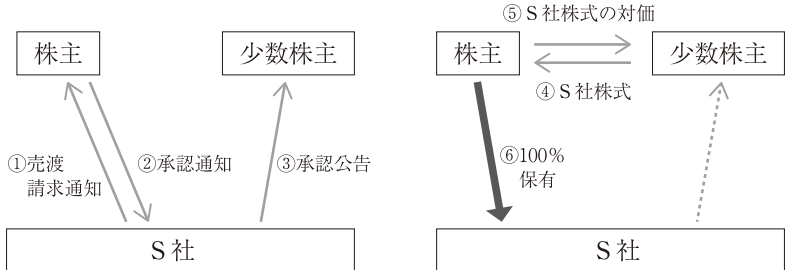
図 4



⑩ 株式売渡請求に係る承認 ※

議決権の90%を有している株主が発行人(S社)の承認を得ることで少数株主の全員に対し、S社株式の全部の売り渡しを請求し、強制的に取得する手法である。(会社法179条)

図 5



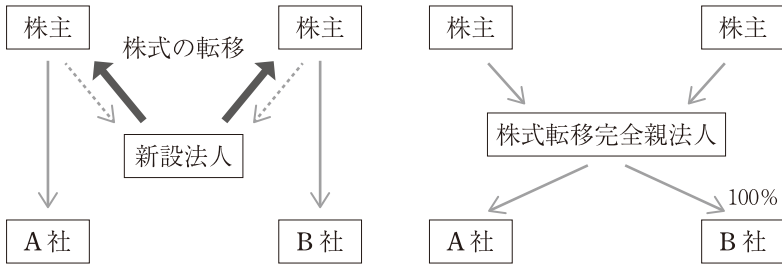
⑦～⑩を併せて、「株式交換」と定義付けられている。

後述するスクイーズアウトの手法として、⑧～⑩及び現金を対価とする「吸収合併」、「株式交換」がある。平成29年度改正において導入された。

⑪ 株式移転

一又は二以上の法人が発行済株式の全部を、新設した完全親会社となる法人に取得させるものである。

図 6



(4) 従来の組織再編税制の概要 (平成29年度税制改正前)

① 適格要件

法人が合併や分割等の組織再編成により資産を他の法人に移転した場合、通常の譲渡と同様に、移転した資産の譲渡損益を計上することが原則である。しかし、組織再編成により移転する資産に対する支配が組織再編成後も継続していると認められるものについては、簿価による譲渡をしたものとして、移転する資産の譲渡損益の計上を繰り延べることとされている。

法人税法においては、組織再編成をその形態によって、「企業グループ内の組織再編成」、「共同事業を営むための組織再編成」の2つグループに分けて、適格要件を規定している。

次の適格要件を満たし、対価として合併法人等の株式のみを交付する場合には、被合併法人等に対する移転資産の譲渡損益の計上が繰り延べられることとなっている。

(ア) 企業グループ内組織再編成

企業グループ内組織再編成は、「完全支配関係」のある当事者(法人)の間で行われる再編成(法人税法2条12号の7の6 以下「完全支配関係グループ内再編」と、「支配関係」のある当事者(法人)の間で行われる再編成(法人税法2条12号の7の5 以下「支配関係グループ内再編」)の2つに分けられる。

企業グループ内組織再編成とは、本来、完全に一体と考えられる持分割合が100%の法人間で行われるものと考えられるが、現に企業グループとし

(64) 組織再編税制の考察 (一) (鈴木)

て一体的な経営が行われている単位という点を考慮すれば、50%超100%未満の持分関係にある法人間で行う組織再編成についても、移転する事業に係る主要な資産及び負債を移転していること等の一定の要件を付加することにより、これを含めることもできると考えられることから、50%超100%未満の持分関係にある法人間の組織再編成についても含めることとしている¹²⁾。

それぞれの適格要件については下記の通りである。

⑦完全支配関係グループ内再編

発行済み株式のすべてを保有すること (100%の株式保有関係)
(適格現物分配は完全支配関係がある場合に限られる。)

①支配関係グループ内再編

50%超100%未満の株式の保有関係にあること

上記の支配関係に加えて下記の①資産・負債引継要件、②事業引継要件、

③従業員引継要件の3つが要求される。

①資産・負債引継要件：主要な資産・負債を引き継ぐこと

②事業引継要件：被合併法人 (分割法人) の主要な事業が、組織再編成後に合併法人 (分割承継法人) において、引き続き営まれることが見込まれていること。

③従業員引継要件：被合併法人 (分割法人) の組織再編成前の従業員のうち、概ね80%以上が合併法人 (分割承継法人) の業務に従事することが見込まれていること。

ただし、合併、株式交換、株式移転の場合、①の資産・負債引継要件は要求されていない。合併の場合、その性質上①は当然のことなので、要件にあげられていない。また株式交換等、株式移転の場合、それらの取引によって資産が移転することが、そもそもありえないので (実際の取引は株式の交換・移転だけなので)、①が要求されていない。

(イ) 支配関係がない場合 (共同事業再編成)

上記の企業グループ内の組織再編成に該当する組織再編成以外の組織再編成のうち、一定の要件に該当するものとされている。支配関係グループ内再編の適格要件①～③に加えて、さらに下記の4つの要件④事業関連性

12) 武田・前掲(1) 3603の3

要件、⑤事業規模要件、⑥特定役員引継要件、⑦株式継続保有要件が挙げられ、④・⑤・⑦を満たす場合もしくは④・⑥・⑦を満たす場合に適格再編となる。(④と⑦は必須要件となるが、⑤と⑥はいずれか一方を満たせば良い。)

- ④事業関連性要件：被合併事業（分割事業）と合併事業（分割承継事業）とが、相互に関連するものであること。
- ⑤事業規模要件：被合併事業（分割事業）と合併事業（分割承継事業）のそれぞれの売上金額、従業者数、被合併法人（分割法人）と合併法人（分割承継法人）のそれぞれの資本金額又はこれらに準ずるものの規模の割合がおおむね5倍を超えないこと。
- ⑥特定役員引継要件：被合併法人（分割法人）のいずれかと合併法人（分割承継法人）の特定役員のいずれかが組織再編成後に合併法人（分割承継法人）の特定役員となることが見込まれること。
- ⑦組織再編成により、被合併法人（分割法人）の株主が50人未満である場合において、それらの株主に交付される株式について、継続して保有されることが見込まれること。(平成29年度税制改正で、被合併法人（分割法人）に支配株主がいる場合に、その支配株主についてのみ株式継続保有要件が求められることとなった。)

② 非適格要件

上記の適格要件をそれぞれ満たしたとしても、取引を非適格としてしまう要件が二つある。

(ア) 交付金の支払

まず、一つ目は、対価として、金銭その他の資産といった交付金（非適格資産）を支払えば、その取引は非適格取引となる。つまり、適格組織再編成の対価は組織再編成を行う法人の株式に限定される¹³⁾。

(イ) 非按分型分割

次に、分割型分割において、分割承継法人の株式が株主の有する分割法人株式数に応じて交付されないもの、すなわち非按分型分割は非適格取引

13) 平成19年度税制改正により、合併法人の完全親法人株式のみを対価とする三角合併等についても、適格組織再編となった。

となる。

各適格要件の概要をまとめると下記の表の通りとなる。これらの要件より、完全支配関係以外のグループ内再編・共同事業要件で重視されているものは①事業単位の移転・②事業の継続と考えられる。

しかし、これらは、基本的な考え方では、「組織再編成による資産の移転を個別の資産の売買取引と区別する」ためのものとされており、「移転資産の支配の(継続)」の有無を判断するものとは明記はされていない。

また「基本的考え方」では、組織再編成の対価として、株式のみを交付することによって、「投資の継続性」が保たれていると考えられている。確かに、この現金不交付要件(株式交付要件)はすべての形態において、要件に含まれている。

しかし、共同事業要件で株主継続保有要件については、支配株主がいる場合に限られている(平成29年後税制改正後)ことから、組織再編成実行後の投資の継続性については、必ずしも重視されているものではないことが分かる。もし、支配株主がいない場合において組織再編成実行後に株式を譲渡することがあれば、その際に、株主に対してその株式の譲渡益についての課税がなされることとなる。前述したとおり(第2章(2))、「投資の継続性」は、株主の保有する株式の譲渡損益の認識の基準であって、この場合、株式譲渡時に、さかのぼって、移転資産等の譲渡損益の計上を求められることはない。「投資の継続性」は移転資産の譲渡損益の計上基準に一部含まれるものの、中心となる考え方ではないようだ。

表 1

区分	前提	条件
完全支配関係 グループ内再編	完全支配関係の継続 株式のみの交付	なし
支配関係 グループ内再編	支配関係の継続 株式のみの交付	事業単位の移転 移転事業の継続 従業員の引継ぎ
共同事業再編	株式のみの交付	事業の相互関連性 事業単位の移転 移転事業の継続 従業員の引継ぎ 事業規模の類似／特定役員の引継ぎ 株主継続保有（支配株主がいる場合）

③ 適格・非適格組織再編成の課税上の効果

(ア) 移転資産等の譲渡損益の取扱い

組織再編成により資産等の移転を行った場合においても、原則通り、その移転資産等を時価により譲渡したものとして譲渡損益の計上を行うこととなる。

ただし、適格組織再編成により移転する資産等の移転を行った場合には、特例として、その移転損益の計上を繰り延べることとされている。すなわち、適格組織再編成により、移転した資産（負債）については帳簿価額で引き継がれ、この段階での含み益に対する課税はなく（法人税法62条の2第1項）、将来、その資産（負債）の譲渡時まで、課税は繰り延べられる。

前述した通り、組織再編税制は、租税特別措置法による規定ではなく、法人税法本法によって規定されているものであるため、法人の行った会計処理や法人の選択により変わるものではなく、その組織再編成が非適格組織再編成に該当する場合にはその移転資産等の譲渡益及び譲渡損のいずれも計上を行う必要があり、その組織再編成が適格組織再編成に該当する場合にはその移転資産の譲渡益及び譲渡損のいずれも計上を繰り延べる必要がある。

(イ) 資本の部の取り扱い

適格合併や適格分割型分割の場合には利益積立金も引き継ぐこととなる。増加する資本金等の額は被合併法人及び分割法人の資本金等の額に相当する金額とされ、増加する利益積立金額は移転資産の帳簿価額から移転負債の帳簿価額及び増加資本金等の額を減算した金額とされる。なお、合併法人又は分割承継法人の株式以外の資産を交付した場合にはその時価（三角合併の場合には親法人株式の帳簿価額）が資本金等の額の減額要素となる。

仕訳で示すと下記の通りとなる。

【合併法人・分割承継法人 B社とする】

(諸資産) 簿価 / (諸負債) 簿価

(資本金等の額) 被合併法人・分割法人の資本金等の額

(利益積立金額) 貸借差額

【被合併法人・分割法人 A社とする】

(諸負債) 簿価 / (諸資産) 簿価

(資本金等の額) × ×

(利益積立金額) × ×

分社型分割や現物出資の場合には、分割法人や現物出資法人側については、資産が移転し、株式が取得されるので資本の部の金額の変動はない。分割承継法人の側では資産の受入れとともに資本の部の金額の変動額のうち、資本金の変動額を除いた部分の金額は資本積立金の変動額にもってくることになる¹⁴⁾。

【分割承継法人 B社とする】

(諸資産) 簿価 / (諸負債) 簿価

(資本金等の額) × ×

【分割法人・現物出資法人 A社とする】

(諸負債) 簿価 / (諸資産) 簿価

(B社株式) × ×

非適格組織再編成の場合においては、増加する資本金等の額は交付株式

14) 大島恒彦 小島昇『企業組織再編税制のすべて』11頁 (中央経済社 2002年)

の価額とされ、利益積立金は増加しない。(被承継法人の利益積立金はみなし配当として認識されるため、その全額が消滅し、承継法人に引き継がれることはない。)

【合併法人・分割承継法人 B社とする】

(諸資産) 時価 / (諸負債) 時価
 (資本金等の額) × ×

【被合併法人・分割型分割の分割法人 A社とする】

(諸負債) 簿価 / (諸資産) 簿価
 (B社株式等) 時価 (譲渡損益) 差額
 (資本金等の額) × × / (B社株式等) 時価
 (利益積立金額) × ×

【分社型分割の分割法人・現物分配法人】

(B社株式等) 時価 / (諸資産) 簿価
 (諸負債) 簿価 (譲渡損益) 差額

(ウ) みなし配当の取り扱い

被合併法人、分割法人、現物分配法人の株主等については、その合併、分割型分割又は株式分配が非適格合併、非適格分割型分割又は非適格株式分配である場合には、交付を受けた株式・金銭等の金額のうち、被合併法人の資本金等の額又は分割法人の移転資産等の簿価純資産価額若しくは完全子法人の帳簿価額の割合に応じた資本金等の額を超える部分について、みなし配当として課税される¹⁵⁾。

(エ) 株主等の旧株の譲渡損益の取扱い

被合併法人又は分割法人の株主等においては、合併又は分割型分割等により合併法人又は分割承継法人等の株式以外の資産が交付された場合には、旧株の時価による譲渡を行ったものとして譲渡損益の計上を行うこととし、合併法人又は分割承継法人等の株式以外の資産が交付されなかった場合には、旧株の帳簿価額による譲渡を行ったものとして譲渡損益の計上を繰り延べることとされた。

15) 所得税法25条1項1号、所得税法施行令61条2項1号

(70) 組織再編税制の考察 (一) (鈴木)

譲渡所得にかかる収入金額は、合併法人(分割承継法人)等株式及び金銭その他の資産の時価から、みなし配当とされた部分を控除した金額となる¹⁶⁾。この計算によって、仮に旧株に関する譲渡損が生じたとしても、その金額は生じなかったものとされる¹⁷⁾。

ただし、旧株の株主に対する譲渡所得課税は、対価として株式以外の資産が交付された場合に限られる。譲渡所得課税がない場合の交付された株式の取得価額は、旧株の帳簿価額にみなし配当課税額を加えた金額となる。

対価として、承継法人等の株式が交付されていれば、譲渡所得課税が繰り延べられる理由としては、繰り返しになるが、「基本的考え方」に示される「投資の継続」が被承継法人の株主によって、実現されているからだといわれている¹⁸⁾。それでも、非適格合併に該当した場合、みなし配当課税が免除されないのは、合併・分割によって被合併法人及び分割法人等の利益積立金額が消滅してしまうため、その組織再編時が、みなし配当を行う最後の機会となるからである。

(ウ)・(エ)について、株主の仕訳は、まとめると下記の通りとなる。

【被合併法人の株主等】

①適格合併の場合

(B社株式)貸方と同額 / (A社株式)簿価

②非適格合併・譲渡損益が生じる場合(対価が株式以外を含む場合)

(B社株式)時価 / (A社株式)簿価

(現金交付金) × × (みなし配当) × × ※ 1

(譲渡損益) 差額

③非適格合併・譲渡損益が生じない場合(対価が株式のみの場合)

(B社株式)貸方合計 / (A社株式)簿価

(みなし配当) × × ※ 1

16) 租税特別措置法37条の10第3項柱書

17) 租税特別措置法37条の10第1項

18) 渡辺・前掲(3) 252頁

【分割法人の株主等】

①適格分割の場合

(B社株式) 貸方と同額 / (A社株式) 移転割合に応じた簿価

※2

②非適格分割・譲渡損益が生じる場合 (対価が株式以外を含む場合)

(B社株式) 貸方合計 / (A社株式) 移転割合に応じた簿価

※2

(現金交付金) × × (みなし配当) × × ※1
(譲渡損益) 差額

③非適格分割・譲渡損益が生じない場合 (対価が株式のみの場合)

(B社株式) 貸方合計 / (A社株式) 移転割合に応じた簿価

(みなし配当) × × ※1

※1 合併対価 (交付金 + 株式時価) - 資本金等の額のうち被合併法人の株主の株式数に対応する金額

※2 分割直前の分割法人 (A社) 株式の簿価 × 移転資産負債の分割直前の純資産額 / 分割の前事業年度末の純資産額

(5) 平成29年度税制改正の概要

① 改正の趣旨及び背景

平成29年度税制改正では、組織再編税制の大幅な見直しが行われた。主な改正点として、①「独立して事業を行うための分割」の適格分割への追加、②「株式分配」に係る措置の創設、(①・②については、スピノフ税制と呼ばれる)、③吸収合併及び株式交換における「対価要件」の見直し (③についてはスクイーズアウト税制と呼ばれる) の3つが挙げられる。

(ア) スピノフ税制導入の趣旨及び背景

スピノフ税制導入の背景としては、経済面からの要請が強くあったことが考えられる。平成29年の税制改正大綱においては、スピノフ税制の導入の理由として、「わが国経済の好循環を確かなものとするためには、コーポレートガバナンスを強化することにより、中長期的な企業価値の向上に資する投資など、「攻めの経営」を促進することが重要である。」と述

(72) 組織再編税制の考察 (一) (鈴木)

べられている。また、平成29年度税制改正の解説にも下記の通り示されている。

財務省 平成29年度税制改正の解説より抜粋

「近年我が国企業は、多角化度が高く規模が巨大な企業の営業利益率が欧米に比べて低いといった特徴があり、その要因として、多角化に際し、差別化や事業ポートフォリオの最適化等が不十分、事業の関連性が乏しいといった理由があると指摘されています。このため、このような企業を中心に、企業内の事業部門を分離して独立した企業とする、スピノフの必要性が増していると考えられます¹⁹⁾。」

経済産業省作成資料によると、スピノフにより期待される効果は下記の表2の通りである。

表2

○スピノフによる効果として、経営の独立、資本の独立、上場の独立による企業価値の向上が期待される。

①経営の独立による効果	<ul style="list-style-type: none">・元の経営者は中核事業に専念することが可能に。・スピノフされた会社は、迅速、柔軟な意思決定が可能に。経営者や従業員のモチベーションも向上。
②資本の独立による効果	<ul style="list-style-type: none">・スピノフされた会社の独自の資金調達により、従来は埋没していた必要な投資が実現可能に。・スピノフされた会社と元の会社の競合相手との取引が可能に。
③上場の独立による効果	<ul style="list-style-type: none">・各事業のみに関心のある投資家を引きつけることが可能に。・ congromaritt・ディスカウント (注) の克服。 (注) 複数の事業を営んでいる場合に、それらを個別に営む場合よりも、事業価値の総和が市場で低く評価されること

→起業価値の向上が期待される

(出所) 経済産業省「平成29年経済産業関係税制改正について 平成28年12月」

上記の表より、スピノフのメリットは、複数の相互に関係のない事業を行っている企業における弊害を解消するものであると思われる。その弊

害として第一に挙げられるものとして、シナジーを生まないような多数の事業に分かれている場合においては、経営者の判断の歪み（経営チームの目が届かなくなってしまうこと）が生じることがある。第二に、投資家やアナリストからすると事業が多角化していることにより、事業が理解しにくくなってしまい、結果として、単体でそれぞれの事業を営む場合と比較したとき、市場からの評価が低下し、株価が下落している状況（コングロマリット・ディスカウント）が生じてしまうことが挙げられる。これらの弊害が生じている企業にあっては、一部の事業の分離により、投資配分の是正や機動的・柔軟な意思決定の実現や株価の底上げというメリットがあると考えられている。また、独占禁止法上の問題解消措置をとる必要がある場合において、市場シェアが高い事業を切り離す手法としても有効である²⁰⁾。

ただし、スピノフ税制が経済面の需要のみの理由により、創設された税制ではない。もしそのような取引を課税上優遇する必要があるなら、措置法の改正で済むはずである。法人税法や所得税法本法の改正として、スピノフ税制・スキーズアウト税制を組み込んだ意義は何であろうか。

本改正は、スピノフを政策的に優遇するのではなく、他の組織再編成と同列に扱うことにしたということが重要な点である。上場会社の単独新設分割が、「企業グループ内の組織再編成」と「共同事業を営むための組織再編成」のどちらにも該当しない結果、適格組織再編成の枠から除外されていることは、制度の欠陥であるとして、組織再編税制が導入された当初（平成13年改正時）より、批判の対象としてされてきたからである²¹⁾。つま

19) 財務省「平成29年度税制改正の解説」317頁

(https://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2017/explanation/pdf/p0292-0378.pdf)

20) 大石篤史「組織再編・M&Aの手法の発展と税制上の課題」金子宏＝中里実＝米田隆＝岡村忠生『現代租税法講座 第3巻 企業・市場』287頁（日本評論社、第1版、2017）

21) 渡辺徹也「組織再編税制の再検討 非適格取引の考察を中心に」税経通信58巻1号（2003年1月）90頁、阿部泰久「改正の経緯と残された課題」江頭憲治郎『企業組織と租税法—東京大学法律プロフェッショナル・セミナー別冊商事法務No.252』85頁（商事法務、2002）79頁

(74) 組織再編税制の考察 (一) (鈴木)

り、本改正は、企業の機動的な経済活動を阻害しないように、制定導入時の立法の不備を修正したものであるといえる。

(イ) スクイズアウト税制導入の背景について

また、スクイズアウトについて、平成29年度税制改正の解説では、下記のとおり改正の経緯を示している。

「次に、組織再編成の適格要件のうち対価要件について、組織再編成前に特定の株主が対象会社を支配している場合において、その特定の株主に対象会社が吸収される合併が行われるとき又はその特定の株主の対象会社に対する持株割合が減少しないときは、組織再編成により少数株主に株式以外の対価が交付されたとしても、その特定の株主が株式の所有を通じて対象会社の資産を支配している状態に変わりがないといえるため、移転資産に対する譲渡損益（保有資産に対する評価損益）を計上する必要はないと考えられることから、支配関係がある法人間の吸収合併及び株式交換の対価要件が緩和されました。また、100%未満子法人の100%子法人化について、税法上の取扱いが統一されました。平成27年の会社法の改正により、全部取得条項付種類株式の端数処理による方法及び株式併合の端数処理による方法を100%子法人化の手段として用いることを前提とした整備が行われたほか、株式売渡請求の制度が導入されました。税法上、株式交換により100%子法人化する場合には、適格要件に該当しなければ完全子法人について時価評価課税がされる一方連結納税への欠損金の持込みができないこととされ、適格要件に該当すれば時価評価課税はされない一方連結納税への欠損金の持込みが可能とされていますが、全部取得条項付種類株式の端数処理、株式併合の端数処理及び株式売渡請求による場合には、時価評価課税はされない一方連結納税への欠損金の持込みもできないこととされていました。これらの方法は、子会社の意思決定を必要とすること、少数株主の個別の意思にかかわらず強制的に少数株主から子会社株式が取得されることという点において、単なる資産の売買・交換とは異なる共通点を有するものであり、課税上の不整合は望ましくないと考えられることから、全部取得条項付種類株式の端数処理、株式併合の端数処理及び株式売渡請求による100%子法人化を組織再編成に係る税制の下に位置づけ、株式交換との間で税法上の取扱いが統一されました。これらのほか、近年行われて

いる多様な組織再編成に対応するため、分割型分割における株式の保有関係に関する要件の見直し、当初の組織再編成以後に2以上の組織再編成が行われることが見込まれている場合の当初の組織再編成の適格要件の見直しが行われるとともに、所要の適正化措置が講じられました²²⁾。」

上記の解説の通り、スクイーズアウトの手法として、いくつかの手法があるが、下記の表の通り、改正前においては、経済実態としては同様でも完全子法人に対する課税上の取扱いが異なっていた。それを統一するような改正がなされた。

表3

スクイーズアウト手法	改正前の取扱い	改正後の取扱い
金銭交付型株式交換	・組織再編税制の対象 ・非適格再編（対価要件を満たさない）の場合 ⇒完全子法人の資産の時価評価 要	・組織再編税制の対象 ・適格要件を満たす場合、完全子法人の資産の時価評価 不要
全部取得条項付種類株式の端数処理	・組織再編税制の対象外 ⇒完全子法人の資産の時価評価 不要	・発行済株式の2/3以上を有する場合、適格要件の対価要件の判定上、少数株主への対価は除外
株式併合の端数処理		
株式売渡請求		

(出所) EY 税理士法人「スクイーズアウトに関する税制改正」

(<https://www.ejapan.jp/library/issue/info-sensor/2017-11-08.html>) を参考に筆者作成

また、税制適格要件の対価要件について、対象会社株式の3分の2以上を保有する場合には、その大株主が株式の所有を通して、対象会社の資産を引き続き支配しているといえることから、少数株主への金銭対価の交付をしても対価要件に抵触しないように手当がなされた。

22) 財務省・前掲注(19)318頁(下線については、筆者追加。)

② 移転資産に対する支配の継続性の考え方

さらに、平成29年度税制改正の解説では、スピノフについての「支配の継続性」の根拠を従来の組織再編成と比較して下記の通り述べられている。

「組織再編税制については、平成13年度の税制改正において、法人が、その有する資産を他に移転する場合には、移転資産の時価取引として譲渡損益を計上するのを原則としつつ、組織再編成により資産を移転する前後で経済実態に実質的な変更がない、すなわち「移転資産に対する支配が再編成後も継続している」と認められる場合は移転資産の譲渡損益の計上を繰り延べる、との考え方に基づき、①企業グループ内の組織再編成及び②共同事業を営むための組織再編成について、適格要件に該当する場合には、移転資産の譲渡損益の計上を繰り延べることとされています。したがって、企業内の事業部門を分離して独立した企業とする分割は上記①②のいずれにも該当しないことから、非適格とされていました。この点、「移転資産に対する支配が再編成後も継続している」かどうかについて、現行の組織再編税制は、グループ経営の場合には、グループ最上位の法人がグループ法人及びその資産の実質的な支配者であるとの観点に立って判断しているという側面もあり（例えば、適格組織再編成における株式の保有関係に関する要件）、この考え方を踏まえれば、グループ最上位の法人（支配株主のない法人）の実質的な支配者はその法人そのものであり、その法人自身の分割であるスピノフについては、単にその法人が2つに分かれるような分割であれば、移転資産に対する支配が継続しているとして、適格性を認めうると考えられます。このような整理から、分割法人が行っていた事業の一部を分割型分割により新たに設立する分割承継法人において独立して行うための分割が適格分割とされました。また、これと同様の効果があると考えられる完全子法人の株式の全部の分配について、株式分配として組織再編成の一類型として位置づけた上、適格要件に該当するものについては現物分配法人における完全子法人株式の譲渡損益について課税しないこととするとともに、株主において帳簿価額の付替えをすることとされました²³⁾。」

23) 財務省・前掲注(19) 317～318頁（下線については、筆者追加。）

このスピントフ税制の中心的な考え方は、上記にも示される通り、「法人の支配者が法人そのもの」というものである。この財務省解説より、あるグループからの分離（またはグループの分割）ではなく、「グループ最上位の法人」の分割であると説明することで、その分身による支配が継続しているというロジックによって支配の継続を基礎づけていることが読み取れると指摘されている²⁴⁾。なお、この考え方が成立するためには、スピントフ前後ともに支配株主がいなかったことが最も重要な要件とされている²⁵⁾。

上記の「グループ最上位の法人」による支配が継続されているという根拠については、非常に抽象的で分かりにくいように思われる。その根拠となる考え方は資産の実質的な支配者は、このスピントフの対象にするものが誰からも支配を受けていない法人であれば、最上位は自分自身であるというものである。確かに、支配株主のいない法人が、単に複数に分かれる分割であれば、経済の実態は変わらないと言えるため、課税関係が生じさせない法改正は正しいと考えられる。組織再編の前後でどちらも支配関係がない場合であれば、経済の実態は変わらないと判断され、売買とは異なる取引になる。しかし、納税者の租税回避行為を防ぐため、もしくは、納税者に分かりやすく示すために、従来の組織再編も含めた法人の支配関係（もしくは投資の継続）について、この改正を機に分かりやすく整理することが必要であったのではないか。従来の適格組織再編成が、グループ内の投資の継続が重要な要件であることを再確認し、今回のスピントフ税制が、誰にも支配されない法人の分割であること（つまり、支配関係が組織再編成の前後で変わらないこと）をグループ最上位の法人という表現ではなく、明確に示すべきであった。

③ 改正の内容

平成29年度税制改正の具体的な内容については下記の通りである。スピントフ税制・スクイズアウト税制の導入に伴って、従来の組織再編成における適格要件の見直しも行われた。

24) 吉村政穂「平成29年度改正による組織再編税制への影響」税務事例研究160号 4頁

25) 藤田康弘「平成29年法人税関係の改正について」租税研究813号57頁

(ア) 独立して事業を行うための分割の適格分割への追加 (新設分割型分割)
～スピントフ税制の導入

平成29年度税制改正において、一の法人のみが分割法人となる分割型分割に係る分割法人のその分割前に行う事業をその分割により新たに設立する分割承継法人において独立して行うための分割が、適格分割とされた。(法人税法 第2条 12号の11ニ)。

従来の制度では、上場会社の新設分割型分割によるスピントフは、原則として適格要件を満たさなかった。まず、企業グループ内再編成の場合、分割後に分割法人と分割承継法人との間の100%の株式を保有又は50%超の株式を保有している関係が継続していることが見込まれていることが必要である。しかし、上場会社の場合、上記の要件を満たすのは分割法人に50%超の株主が存在するという、比較的稀なケースしか該当しない。一方、共同事業を営むための組織再編成の場合、分割事業と、分割前に分割承継法人が営む事業が相互に関連するものであることが必要である。しかし、新設分割の場合、(分割前に分割承継法人が営む事業が存在しないため)、この要件が満たされない。

そこで、下記の要件を満たすものについて、経済実態の変更がないものとして、適格分割の範囲の中に追加されることとなった。

【適格要件】

適格分割とされるものは次の要件を満たすものである。

- ①金銭等不交付要件 (対価は分割承継法人の株式のみであること)
- ②対価が分割法人の株主の有する株式数の割合に応じて交付されるものであること
- ③継続非支配要件 (分割前の分割法人も分割承継法人も支配株主がいないこと)
- ④事業移転要件 (主要な資産等・従業員の80%以上の引継)
- ⑤事業継続要件
- ⑥中枢継続要件 (分割法人の役員又は重要な使用人が分割承継法人の特定役員となること)

従来の共同事業再編の要件と異なる点は、スピントフは、新たに設立する法人に限定されること、共同事業再編においては、支配株主がいる場合、継続保有要件が課されるのに対して、スピントフ継続して、非支配要件(支

配株主がないこと)が課されること、また、スピノフでは事業関連性要件、事業規模要件については、要件となっていないことが挙げられる。共同事業要件は、複数の会社が事業を持ち寄って新しい会社を作ることを想定しているのに対して、スピノフ税制は、単独の会社から事業を切り出すことを想定している。

(イ) 「株式分配」に係る措置の創設

～スピノフ税制

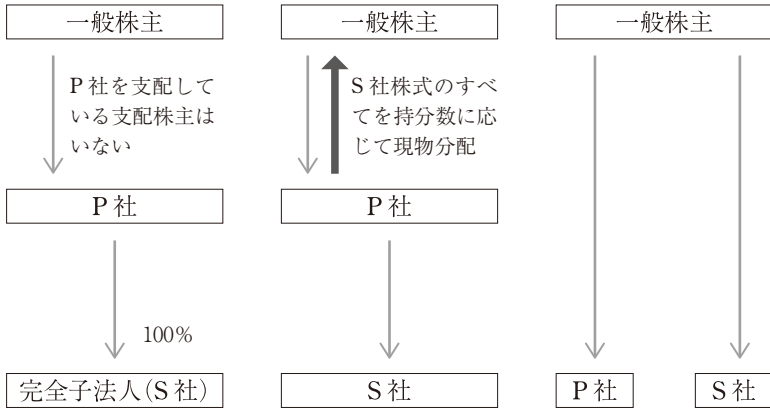
上記と同様の効果があると考えられる完全子法人の株式の全部を株主に分配することについて、株式分配として組織再編の一類型として位置づけた上、適格要件に該当するものについて現物分配法人における完全子法人株式の譲渡損益について課税しないこととするとともに、株主において帳簿価額の付け替えをすることとされた。

改正前の制度では、現物分配の適格要件として、現物分配を受ける者が現物分配法人の100%株式を保有している内国法人であることが求められていた。よって、現物分配法人の株主が完全親法人でない限り、100%子法人の現物分配によるスピノフは適格要件を満たさなかった。平成29年度改正では、次の要件を満たす場合、現物分配法人における子法人株式の譲渡損益を計上しない(また源泉徴収等も行わない)こととされた。

【適格要件】

- ①金銭等不交付要件 (対価は子法人の株式のみであること)
- ②対価が分割法人の株主の有する株式数の割合に応じて交付されるものであること
- ③継続非支配要件 (現物分配法人が現物分配前に他の者による支配関係がないものであり、子法人が現物分配後に継続して他の者による支配関係がないことが見込まれていること)
- ③法人の従業者のおおむね80%以上がその業務に引き続き従事することが見込まれていること
- ④事業継続要件 (子法人の主要な事業が引き続き行われることが見込まれていること)
- ⑤中枢継続要件 (子法人の特定役員 of 全てがその現物分配に伴って退任をするものでないこと)

図7



(ウ) 吸収合併及び株式交換における「対価要件」の見直し
～スクイーズアウト税制

スクイーズアウトとは対象会社を完全子法人化するために、支配株主が対象会社の少数株主から株式を強制的に取得する行為を指す。対象法人の少数株主は、自らの意思にかかわらず対象法人の株式を失うため、適正な対価が交付される。

スクイーズアウトの代表的な手法として、金銭を対価とする合併又は株式交換、全部取得条項付種類株式、株式併合、株式売渡請求がある。

平成29年税制改正前においては、これらのスクイーズアウトによる完全子法人化について、同じ経済効果があるにも関わらず、その手法によって完全子法人となる法人の課税上の取り扱いが異なっていた。

【組織再編税制の適用範囲の見直し】

上記2.(3)においても、既に説明したが、平成29年改正によって、全部取得条項付種類株式の端数処理(第2章(3)⑧参照)、株式併合の端数処理(第2章(3)⑨参照)、株式売渡請求による完全子法人化(第2章(3)⑩参照)が法人税法上の組織再編行為に追加された。これらの追加により、スクイーズアウトにより完全子法人となる法人の課税上の取扱いが統一化された。

【適格合併、適格株式交換に係る対価要件の見直し】

平成29年度税制改正前は、吸収合併又は株式交換によるスクイーズアウトを実行する場合、少数株主への金銭交付により、適格要件の対価要件を充足できず、税制非適格となっていた。

税制改正後は、合併法人等が被合併法人等の発行済株式の3分の2以上を保有している場合には、少数株主に対して金銭交付しても、他の適格要件を満たしていれば税制適格の組織再編として取り扱われるようになった。

【スクイーズアウトによる株主のみなし配当課税の見直し】

従前においては、金銭の交付を受けた少数株主に対してみなし配当課税が行われたが、平成29年度税制改正により、金銭の交付を受けた少数株主に対するみなし配当課税はなくなった。(従前どおり、金銭の交付を受けるので、譲渡損益課税は行われる。)

改正前は、みなし配当部分が益金不算入となる法人株主にとって、インセンティブにつながるおそれがある一方、個人株主にとって、譲渡益課税のみが生じる場合に比べてみなし配当課税が生じる場合は、税務上不利となり、買取請求権の行使が難しくなるおそれがあった。今回の改正により、支配株主と少数株主の課税関係に差異がなくなったため、税制がスクイーズアウトされる株主の意思決定に影響しなくなると考えられる²⁶⁾

(エ) 適格要件の見直し

～企業グループ内の分割型分割に係る関係継続要件の見直し及び共同事業再編における株式継続保有要件の見直し

① 完全支配関係又は支配関係がある法人間で行われる分割型分割に係る株式の保有関係に関する要件の見直し

支配法人と分割法人及び分割承継法人との間に関係が継続することが見込まれていることが適格要件だったところ、支配法人と分割承継法人との間においてのみ関係が継続することが見込まれていることが適格要件になった。

その改正の経緯は、近年行われている多様な組織再編成に対応するた

26) 門田英紀「スクイーズアウト税制の創設と実務への影響」税務弘報2017.7
45頁

(82) 組織再編税制の考察 (一) (鈴木)

め、支配関係の継続の意義を見直し、実質的な支配者である支配法人による分割承継法人の支配関係が継続してさえいれば、支配関係は保たれていると考えられる²⁷⁾ ことから行われた。

よって、分割後に分割法人を第三者に譲渡する予定である場合など、分割法人との間では関係が継続する見込みがない場合でも、適格要件を満たし得ることとなる。

② 共同で事業を行うための合併等に係る株式継続保有要件の見直し

共同事業再編の株式継続保有要件について、改正前は、被合併法人等の株主が50人未満の場合、交付を受けた合併法人等の株式の全部を継続して保有することが見込まれている株主の有する被合併法人の株式の数が発行済株式の80%以上であることが求められた。改正後は支配株主（被合併法人等の発行済株式の50%を保有する企業グループ内の株主）がその交付を受けた合併法人等の株式の全部を継続して保有することが見込まれていることが要件となった。

スピノフ税制の導入に伴い、それに合わせる形で、要件の見直しを行った。スピノフ税制における支配は誰かということに着目すると、共同事業再編の場合においても、支配株主さえ株式を継続保有していれば、支配関係は継続されると判断されることとなった²⁸⁾。

これによって、この株式継続保有要件を満たすことが容易になったと考えられる。たとえば、下記の事例について平成29年改正前では、適格要件を満たさなかったが、改正後では、適格要件を満たすこととなる。

下記の事例のような場合には、改正前と改正後でどのように課税関係が変わるのであろうか。

前提条件：被合併法人である B 社の株式は、75%のグループ内株主に保有され、25%については、その他の株主に保有されている。その他の株主については合併後に株式を売却する予定である。

[平成29年改正前]

B 社の株主のうち、交付を受けた A 社株式の全部を継続保有することが

27) 藤田・前掲 (25) 60頁

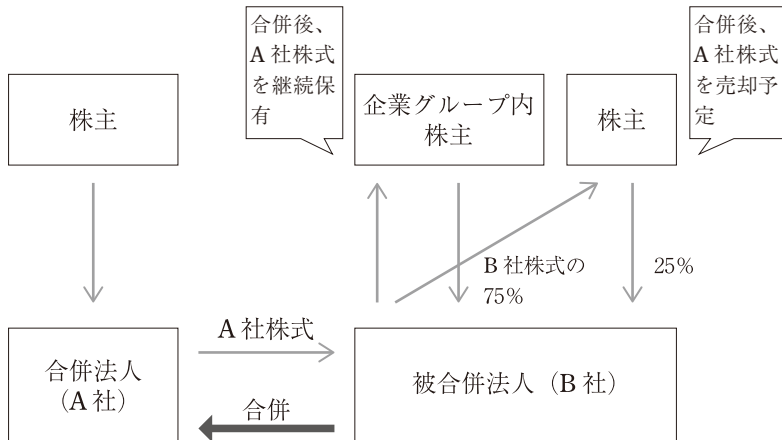
28) 藤田 前掲 (25) 59頁

見込まれている。株主の保有する株式数が75%となり、80%以上とならない。そのため、株式保有要件を満たさず、A社とB社の合併は非適格合併となる。

[平成29年度改正後]

B社の株式の50%超を保有する企業グループ内の株主がA社株式の全部を継続保有する意向であることから、株式保有要件を満たすこととなる。他の共同事業要件を満たすようであれば、A社とB社の合併は適格合併となる。

図8



第3章 アメリカの分割税制の概要と我が国の税制への示唆

(1) アメリカの企業組織変更の基本的な考え方

アメリカの企業組織変更の基本理念は、「投資利益の継続性 (continuity of interests)」であり、各国の組織再編の基礎となっている。投資利益とは、個人（または法人）が株式に投資したことによって有する権利を意味するのであって、各株主が保有する「株式数」のことも、発行済株式総数に対する「保有割合」のこともない²⁹⁾。

(84) 組織再編税制の考察 (一) (鈴木)

アメリカの企業組織変更において、投資利益の継続性の原理が重視されていることがよく分かる例として、個人が現物出資をして、法人を設立する場合について、その出資した資産についての課税が繰延べられることが挙げられる。個人所有の財産から、支配株主としてその法人の資産を所有していると解され、移転資産に対する受益的利益が継続していることを根拠に非課税とされるのである。

日本とアメリカの基本理念の違いは、日本においては、法人による支配の継続性(資産に対する支配、事業の継続性)を重視しているのに対して、米国においては、株主による投資の継続性の継続性を重視していることにある。日本においては、投資の継続性については、第2章でも示したように、主に株主段階の課税要件において、重視される。

また、日本の組織再編税制は、法律によって体系化されているのに対して、アメリカは長い歴史の中で、判例法の積み重ねによって、複雑化してきた。アメリカには多くの判例があり、その度に規則の制定が行われてきた。アメリカでは、非課税組織変更を利用して、数多くの租税回避行為が行われてきたが、それは主にスピノフ等会社分割を利用したものであった。そこで、本章では、スピノフ等の会社分割を中心に、アメリカの組織変更税制の概要、納税者による租税回避行為を調べ、日本の組織再編税制の課題を探っていきたいと考える。

(2) アメリカの組織再編成の種類

アメリカにおいては、取引が内国歳入法に規定する組織再編成(reorganization)に該当するならば、その取引については、非課税あるいは、損益非認識となる³⁰⁾。

内国歳入法における組織再編成は368条(a)(1)に規定される³¹⁾。下記の

29) 渡辺徹也「アメリカ組織再編税制における投資持分継続性原理」税法学546号(2001年11月)363頁

30) 藤井誠「アメリカ組織再編税における非課税要件の検討」産業経理Vol.64 109頁

2004年 組織再編成(reorganization)とは、経済行為としての合併や分割等の総称ではなく、非課税(tax-free)あるいは損益非認識の組織再編成を意味する。

A型～G型の7種類がアメリカの制定法上規定されている組織再編成の類型である。すべての取引に共通することとしては、原則として「株式と株式の交換」あるいは、「株式と資産の交換」といえる。

(ア) A型組織再編成

アメリカの会社法（もしくは州法）に基づく吸収合併および新設合併（歳入法368条 (a) (1) (A)）

(イ) B型組織再編成

買収法人が、被買収法人との間で、自社または親会社の議決権付株式と被買収法人の株式を交換することにより、被買収法人を支配するもの（歳入法368条 (a) (1) (B)）

(ウ) C型組織再編成

買収法人が、被買収法人との間で、自社または親会社の議決権付株式と実質的に全ての資産を交換により取得するもの（歳入法368条 (a) (1) (C)）

(エ) D型組織再編成

法人の資産の全部または一部が他法人へ移転され、ただちに当該法人が資産を移転した法人を支配するもの（歳入法368条 (a) (1) (D)）

資産の全部を移転して解散した場合には、合併と同様の結果となる³²⁾。その一方で、資産の一部を移転した場合には、分割となる。

分割は、下記の3種に分類される（歳入法355条³³⁾）。

㊦ Spin-off

分割法人が、分割承継法人（新設法人・既存法人のどちらでも可能。）に

31) アメリカ内国歳入法368条 (26 USC 368: Definitions relating to corporate reorganizations)

<http://uscode.house.gov/view.xhtml?req=corporate+reorganization&f=treesort&q=true&num=80&hl=true&edition=prelim&granuleId=USC-prelim-title26-section368>

32) 内国歳入法368条 (a) (1) (H)

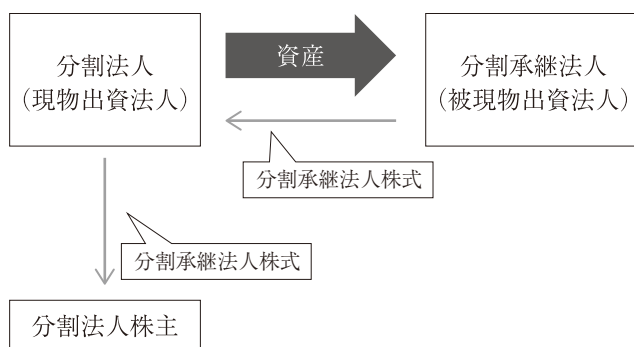
33) アメリカ内国歳入法355条 (26 USC 355: Distribution of stock and securities of a controlled corporation)

<http://uscode.house.gov/view.xhtml?req=corporate+reorganization&f=treesort&q=true&num=70&hl=true&edition=prelim&granuleId=USC-prelim-title26-section355>

(86) 組織再編税制の考察 (一) (鈴木)

資産を移転し、その対価として取得した分割承継法人の株式を分割法人の株主に分配するものいう³⁴⁾。分配された株主は、分割法人の株式を引き渡す必要はなく、無償で分割承継法人の株式を手に入れることとなる。なお、分割法人は、切り離された分割承継法人の80%以上を取得し、株主へ分配しなければならない³⁵⁾。

図9



(出所) 伊藤公哉『アメリカ連邦税法 第6版』(中央経済社 2017年)
544頁をもとに筆者作成

① Split-off

分割法人が、資産と分割承継法人の株式を交換し、分割法人の株式と交換に分割承継法人の株式を株主に分配するものをいう³⁶⁾。Spin-off と異なる点は、株主が現在所有している分割法人の株式の一部と交換に分割承継法人の株式を取得することとなることである³⁷⁾。

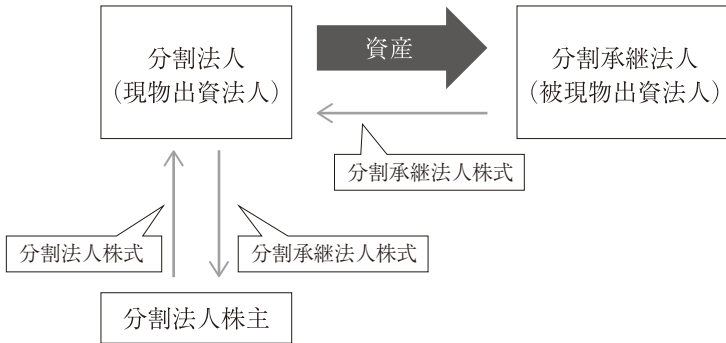
34) CCH Tax Law Editors, *U.S. Master Tax Guide* 2018, (Special ed. 2017) p.749

35) 伊藤公哉『アメリカ連邦税法 第6版』544頁 (中央経済社 2017年)

36) 藤井誠「アメリカ組織再編税制における非課税要件の検討」産業経理 Vol.64 No.2 110頁 (2004年)

37) CCH Tax Law Editors, *supra*, note34, p.749

図10



(出所) 伊藤公哉『アメリカ連邦税法 第6版』(中央経済社 2017年)
545頁をもとに筆者作成

㊦ Split-up

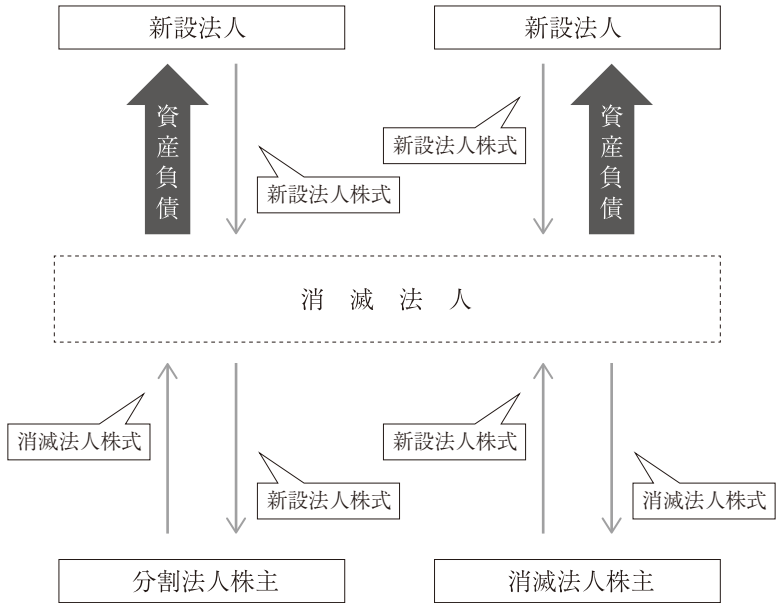
分割法人が、新設の複数の分割承継法人に資産を移転し、その対価として分割承継法人の株式を取得し、株主へ(株主が保有するすべての)分割法人株式と交換に分配するものをいう³⁸⁾。なお、分割承継法人が新設法人の場合でも、既存の法人の場合でもこの類型に当てはまる³⁹⁾。分割法人はその資産、負債をすべて新設法人に移転し、取得した新設法人株式を既存株主へ既存法人株式と交換に分配することとなるため、消滅することとなる⁴⁰⁾。

38) 藤井・前掲注(36) 110頁

39) CCH Tax Law Editors, *supra*, note34, p.749

40) 伊藤・前掲注(35) 545頁

図11



(出所) 伊藤公哉『アメリカ連邦税法 第6版』(中央経済社 2017年)
545頁をもとに筆者作成

(オ) E型組織再編成

資本再構成 (recapitalization) と定義付けられている (歳入法368条 (a) (1) (E))。すなわち、法人が社債と引換えに株式を発行するなど、法人の資本構成が再編されることをいう⁴¹⁾。

(カ) F型組織再編成

会社名、法人形態、設立場所の変更をいう (歳入法368条 (a) (1) (F))。

(キ) G型組織再編成

破産処理等に伴う他法人への資産の移転をいう (歳入法368条 (a) (1) (G))

41) 伊藤・前掲注 (35) 546頁

(3) 非課税法人分割の要件

(2)で確認した通り、アメリカの主な法人分割の形態としては、D型組織再編成のspin-off、split-offおよびsplit-upの3つがある。これらはいずれも分割法人が(既存または新設の)分割承継法人株式を分割法人株主に分配するものである。したがって、これら3つの形態はいずれもわが国における「分割型」分割であり、そこでいう「分割」の本質とは、子会社株式が親会社株主に分配されることである。

これらの取引は、分割的組織再編成として、それらの取引とは相対する合併などの取得組織再編成と区別されている。分割的組織再編成と取得組織再編成に共通する点は、分割法人の株主の投資の継続性および移転事業の分割承継法人における継続性であり、この点において、課税関係を同一とするのは問題ないと言えよう。ここには、法人の所有者たる株主が事業を継続しながら、その形態のみを変更する場合には、非課税とされるべきであるとの論拠が存在する⁴²⁾。言い換えれば、法人分割において、同一の株主が複数の別々の事業を行っているときに、それを一つの法人の形態で保有してようが、複数の別々の法人として保有していようが、変りがないはずであるという発想である⁴³⁾。しかしながら、分割的組織再編成には租税回避手段としての濫用が多いことから、(2)で示した、歳入法368条の要件の他に355条に非課税要件が定められている。

分割の非課税要件が次の通り(①～⑧)である。355条に規定される①～④・⑦・⑧の他、判例上の要件⑤・⑥がある。これらの①～⑧のいずれかに抵触すると、法人分割を行った法人と株主の双方で課税されることとなる。

① 支配要件

分割承継法人の分配直前において分割法人は、分割承継法人を支配していなければならない(歳入法355条(a)(1)(A))。支配とは全議決権株式の80%以上保有、かつそれ以外のすべての株式の80%以上保有を意味する(歳入法368条(c))。

42) 藤井・前掲注(36)112頁

43) 武井一浩=内間裕「米国会社分割の実体と日本への示唆」商事法務No.1532(1999)40頁

② 仕掛要件

法人分割が、主として、分割法人もしくは分割承継法人または双方の「税法上の配当可能利益 (earnings and profits)」を分配するための仕掛 (device) として行われてはならない。(歳入法355条 (a) (1) (B))

この規定の意図するところは、株主がその保有する会社の支配割合を低下させることなく、利益の分配を受け、かつ配当課税を免れることを防ぐことにある⁴⁴⁾。

反対に支配株主 (5%以上) がいない場合や、⑤の正当な事業目的が存在する場合、分割法人に配当可能な利益がない場合は、この制限は問題とならないとされている。

③ 積極的事業活動要件

分割承継法人の分配の後、分割法人および分割承継法人の双方が、積極的に事業活動を行っていないなければならない。

この要件の内容は具体的には、下記の通り規定されている。

㊦分割法人・分割承継法人ともに分割後積極的な事業遂行を行うこと (歳入法355条 (a) (1) (C))。

㊧分割前の5年間、当該事業が分割法人または分割承継法人によって営まれたものであること (歳入法355条 (b) (2) (C))。

㊨当該分割承継法人の支配権が、分割前5年以内に課税取引によって取得された場合でないこと (歳入法355条 (b) (2) (D))。

④ 分配要件

分割法人は、原則として、分配の直前において保有するすべての分割承継法人の株式 (もしくは証券) を株主に分配しなければならない (歳入法355条 (a) (1) (D))。

⑤ 事業目的原理

法人を分割することに関して、租税を回避すること以外の事業目的がなければならない (財務省規則1.355-2 (b) (1))。これは後に説明する Gregory 事件最高裁判決に由来する⁴⁵⁾。

44) 武井・前掲注 (43) 47頁 特に譲渡がなされることが分割前から予定されていた場合で、分配を受けた株式の大半を分割後ただちに譲渡した場合は、分配するための仕掛であることが認定される可能性が極めて高くなる。

⑥ 投資持分継続性の原則

分割承継法人株分配後に、従前の分割法人株主は、(分割後の)分割法人および分割承継法人において、その投資持分を継続させていなければならない(財務省規則1.355-2 (c))⁴⁶⁾。

すなわち、分割承継法人の株式が、分割の際に、分割法人の株主に交付され、株主はその持分を継続して保有すべきというものである。

しかしながら、この要件については、それほど厳格に継続性を要求しているものではない⁴⁷⁾。その事例として、以下のものについては、この要件は満たされることとなる。

㊦非按分型分割

㊦一部の株主について、分割承継法人株式ではなく、その他の資産(ブート)が交付されること。

㊦㊦の仕掛要件および後に記述する㊦の「2年以内かつ50%以上の株式処分制限の要件に抵触しない範囲内で、分割後、分割法人または分割承継法人の株式を処分すること。

⑦ 株式購入後の法人分割への規制

分割の結果、分割法人または分割承継法人の支配権(50%以上の株式)を取得するに至った者がいる場合に、その者が分割の5年前までに分割法人または分割承継法人の株式を課税取引により取得した者ではないこと(歳入法355条(d))。こちらの法律が制定された経緯については、後に説明する。

⑧ 2年以内かつ50%以上の株式処分への制限

分割前から存在していた計画により、分割法人、分割承継法人のいずれかの50%以上の支配権が、第三者により取得されることのないこと(歳入法355条(e))。この要件の詳細については、後に記述する。

以上の通り、法人分割が歳入法典355条に規定する各要件及び判例上の要

45) この要件は、法律上明示に規定された要件ではなく、Gregory事件((連邦最高裁判所1935年1月7日判決)において確立された判例上の要件である。

46) 前掲(45)と同様に、法律上の要件ではなく、判例上の要件である。

47) 武井・前掲注(43)42頁

件を満たすなら、分割承継法人の分配を行った分割法人および分配を受けた分割法人の株主の双方において、分配に関する損益が認識されない⁴⁸⁾。(すなわち、配当課税が行われない。)そして、法人分割によって取得した資産や株式に関する基準価格(税法上の取得価額)が引き継がれることになる⁴⁹⁾。つまり、課税の繰り延べが行われることによって、法人分割が非課税となる。

この課税を繰り延べる根拠は、法人を分割しても、それは単なる形式の変化に過ぎず、株主等の投資が継続しているという一種の実質主義に基づく考え方であり、企業の再編取引に税が干渉しないという意味での「課税の中立性」でもある⁵⁰⁾。

(4) アメリカで問題となった会社分割の事例とその規制

① ベイル・アウト

株主段階の課税を回避する行為として、ベイル・アウトを利用した取引がある。ベイル・アウトとは、株式の分配を受けた株主において、本来、配当として課税されるべき法人利益が、キャピタル・ゲイン(譲渡所得)税率で引き出される行為のことである。このベイル・アウトの行為について争われた代表的な判例として、Gregory 事件がある。

Gregory 事件(連邦最高裁判所1935年1月7日判決)⁵¹⁾の概要は下記の通りである。

Gregory 夫人(上告人)は UnitedMortgage 社の全株を相続により引継いだが、同社の資産の中には多額の含み益のある Monitor 社の株1,000株が含まれていた。上告人は、Monitor 社の株式を UnitedMortgage 社から取得し、その後、外部に売却することで、利益を手に入れたと考えていた。本来

48) 株主については355条(a)、法人については355条(c)と361条(c)が規定する。

49) 株主については358条、法人については362条が規定する。

50) 渡辺徹也「企業組織再編に関する濫用とその規制」税法学545号、175頁(2001年)

51) Gregory v. Helvering, 293 U.S. 465 (1935)

袴田裕二「Gregory 事件判決について(日米比較の視点から)」税大ジャーナル24号(2014年9月)62~63頁

であれば、株主である上告人に **Monitor** 社の株式を現物配当した場合は、当該株式の市場価額相当額が上告人にとっての配当となり、所得税がかかってしまう⁵²⁾。この所得税を減らしつつ株式を手元に移すことを唯一の目的として、上告人は、以下の通り、非課税で会社分割を行った。上告人は1928年9月18日に **Averill** 社をデラウェア州法に基づいて設立する。3日後に **UnitedMortgage** 社は **Monitor** 社の株式1,000株を **Averill** 社に移し、それと引き換えに **Averill** 社の株式のすべてが (**UnitedMortgage** 社の株主である) 上告人に発行された⁵³⁾。9月24日に **Averill** 社はその全資産、すなわち **Monitor** 社の株式を上告人に分配して、解散し、清算された。**Averill** 社は、ほかに何の事業上の取引もせず、また、することを意図されていなかった。上告人は手元に移った **Monitor** 社の株式を直ちに133,333ドルで売却した。そして売却した株式の簿価を57,325ドル⁵⁴⁾ と計算し、差し引き76,008ドルのキャピタル・ゲインを申告した。

結果として、本来であれば、133,333ドル(時価)の配当所得として課税

52) 岡村忠生「グレゴリー判決再考」税大論叢40周年記念論文集(2008年6月)92頁

株主が株主として法人から金銭その他資産を受け取った場合、配当または譲渡損益のどちらかとして課税を受ける。どちらかになるかは、大まかにいって、株主と法人の権利関係が継続するか切断されるかによる。例えば、精算や退社では法人の留保利益に関わらず、払戻しの全額が譲渡収入になる。逆に按分的自己株式取得では、法人に留保利益があれば、その限りで全額配当課税を受ける。

53) 当時の歳入法112条 (g) により、非課税会社分割とされた。つまり、**United Mortgage** 社の保有する **Monitor** 社の株式の含み益について、課税の繰り延べが行われ、株主(上告人)に対する株式の分配については、配当として認識されず、課税関係は生じない。この分割は、現行法の非課税 **Spin-off** に該当する。

歳入法112条 (g) (現行法355条)

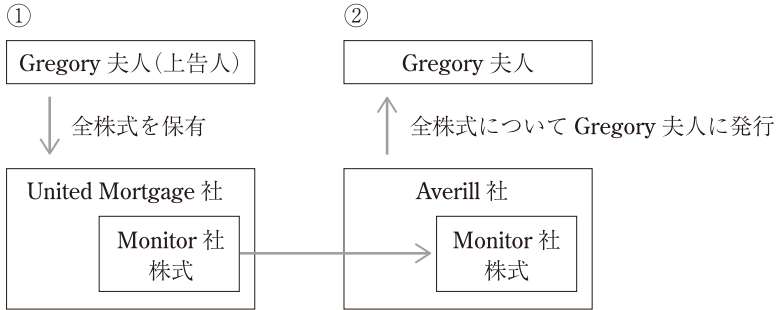
組織再編成の計画に従い、組織再編成の当事法人が、当該法人の株主に対して、当該法人または組織再編成の他の当事法人の株式または証券を分配した場合で、当該株主が当該法人の株式または証券を手放さなかった場合、分配を受けた者は、株式または証券の受領により、利益を認識することはない。

54) 当時の歳入法により、精算時の分配 (**Monitor** 社株式) については、簿価により引継がれ、非課税となる。当該株式の簿価は、**United Mortgage** 社の全資産に占める **Monitor** 社の価値により按分計算された。

(94) 組織再編税制の考察 (一) (鈴木)

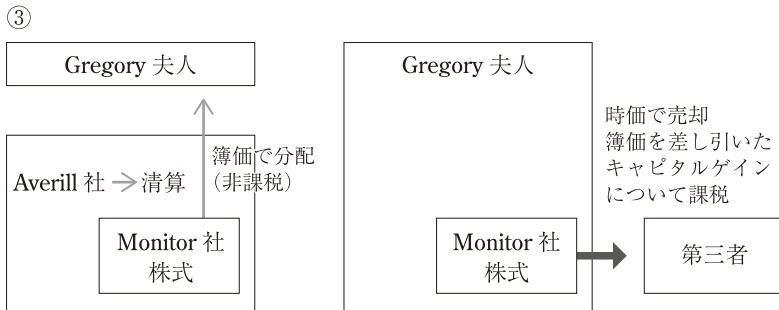
されるべきところ、76,008ドルのキャピタル・ゲインとして課税され、大幅に課税を免れることとなった。

図12



Gregory 夫人は含み益のある Monitor 社の株式の売却時の税負担を軽減を狙っていた

新規に設立した Averill 社に Monitor 株式を移転



一般的なベイル・アウトを利用した租税回避行為の仕組みは下記の通りである。

通常であれば、分割承継法人株式の分配が行われると、その分配は法人利益の配当として認識され、株主に対して配当所得として、課税される。しかし、非課税 spin-off を利用することによって、分割承継法人株式は課税

されないままに分割法人株主に移転する。株主は分割承継法人株式を売却するまで課税されることはないし、売却した場合でも、売却益はキャピタル・ゲイン扱いとなる。キャピタル・ゲインは適用される税率が配当所得と比べて低いだけでなく、利益の算出過程で基準価格を控除できる点でも、分配された金額そのものが課税対象となる配当所得より有利となる⁵⁵⁾。

グレゴリー事件について、これらの組織再編成が一方または双方の会社にとって、その事業活動の一部を構成するものではなく、これらの取引は仮装であったことに問題点があると指摘した。この事件を契機として、非課税組織再編成の要件に租税回避以外の「事業目的」が要求されることとなった。組織再編行為に「事業目的」を求める、上記の非課税要件(3)⑤(事業目的原理)を制定されることとなったのである。

② 株式購入を行った後の法人分割取引による含み益課税の回避（歳入法 355条（d））

法人段階の租税回避行為として、アメリカで下記のような取引が行われていた。それは、法人事業の一部を選択的に取得する際に、対象法人における含み益課税を回避するために非課税法人分割を利用しようとするものであった。

具体的には以下のような取引である⁵⁶⁾。親法人を「D社」、子法人を「C社」、法人事業を取得する法人を「A社」とする。

D社は、100%子会社として、多額の含み益が生じているC社を保有している。

D社の資産は以下の通りである。

C社株式以外の資産：基準価格（簿価）500、市場価格（時価）1,000

C社株式：基準価格（簿価）400、市場価格（時価）1,000

A社はD社を取得したいと考えたが、C社の取得までは望まなかった。D社におけるC株の含み益についての法人段階課税を避けるため、次のような段階を経て、C社を分離した。

まず、A社がすべてのD株を2,000で購入して、D社の親会社となる。

55) 渡辺・前掲注(50)175頁

56) 渡辺・前掲注(50)178～181頁

(96) 組織再編税制の考察 (一) (鈴木)

(A社仕訳) D社株式 2,000 / 現預金 2,000

D社がC株を株主であるA社に分配 (spin-off) した。この分割は非課税要件を満たすとすれば、A社の保有するD社株式の簿価 (2,000) は、C社の市場価格 (時価) によって、按分されることとなる。

(A社仕訳) C社株式 1,000 / D社株式 1,000

※C社株式 = 2,000 (A社の保有するD社株式簿価) × 1,000 (C社株式時価) / 2,000 (D社の総資産時価)⁵⁷⁾

また、非課税要件を満たすため、D社の仕訳は下記の通りとなり、含み益資産についての課税を受けることはない。

(D社仕訳) 資本金等 400 / C社株式 400

上記の結果、分割後のA社における基準価格は、D株もC株も1,000となる。このspin-offの後で、A社はC株を1,000で売却した。

(A社仕訳) 現預金 1,000 / C社株式 1,000

結果として、A社は、不必要なC社を (法人分割によって) 切り離して、D社だけを取得し、その一方で、D社は、C社の分離に際してその含み益についての法人段階の課税を避けることができたのである。注目すべきはC社の基準価格である。D社における400であったC株の基準価格であるが、法人分割を利用した結果、その含み益に課税されないまま、A社において1,000にまで引き上げられている。なお、A社が望んだものが (D社ではなく) C社であった場合はD社の方を売却することで、同様の効果が得られる⁵⁸⁾。

このように、課税取引による株式の取得と会社分割を利用すると、株式の簿価を未課税のままステップアップさせることが可能であった⁵⁹⁾。

この取引での問題点は法人段階での課税の回避であり、整理すると下記の通りとなる。

D社が含み益のある資産を現物配当あるいは売却する場合、通常であれば、その段階で含み益が実現し、D社において課税される。しかし、非課税法人分割を利用することで、D社は含み益への課税を受けることなく、資産を法人から分離させることができる。さらに、D社株主へ分配した場合、

57) これまで、D社が有していたC社株式の簿価 (400) は計算過程に影響しない。

58) 渡辺・前掲注 (50) 182頁

59) 武井・前掲注 (43) 41頁

その簿価は株主の保有する D 社株式の簿価を引き継ぐこととなり、D 社における、当該資産の簿価は引き継がれない。そして、spin-off の直後に C 株が売却されれば、もはやその資産は、D 社とも D 社株主とも完全に無関係な存在となる (D 社からの切り出しが完了する)。

このような取引に対処するため、歳入法355条 (d) が制定された。歳入法355条 (d) の内容は下記の通りである。

分割の結果、分割法人または分割承継法人の支配権 (50%以上の株式) を取得するに至った者がいる場合に、その者が分割の5年前までに当該分割法人または分割承継法人の株式を課税取引により取得したものであれば、その分割における株式の分配が非適格分配とされる。つまり、D 社が C 株を市場価格で売却したとみなされ、D 社における C 株の基準価格と市場価格の差額が実現利益として認識され、課税を受ける。

上記の例で言えば、D 社の段階で、基準価格400と市場価格1,000の差額の600について課税されることになる。(A 社に対する課税はない。) A 社が取得した C 株は非適格株式である。なぜなら C 株は、A 社が分配から5年以内に購入した D 株に関する分配 (spin-off における C 株の分配) によって取得したからである。A 社が取得した非適格株式たる C 株は、C 社の100% 持分を構成するから、この spin-off は非適格分配となる。

③ 法人分割を利用した選択的取得・選択的切離し

アメリカでは、ある企業の一部の事業のみを買収対象とする場合に、いわゆるモリス・トラスト取引と呼ばれる取引が行われている。

モリス・トラスト取引とは、非課税分割と合併などを用いた、事業の選択的取得の手段である。まずはこの発端となった判例について説明する。

モリス・トラスト事件⁶⁰⁾の概要は下記の通りである。

ステート・バンク州免許銀行) である D 社と、ナショナル・バンク (連邦免許銀行) である A 社との間には、A 社を存続法人とする合弁計画があった。しかし、D 社の行っていた保険事業が合弁の障害となった。なぜなら、

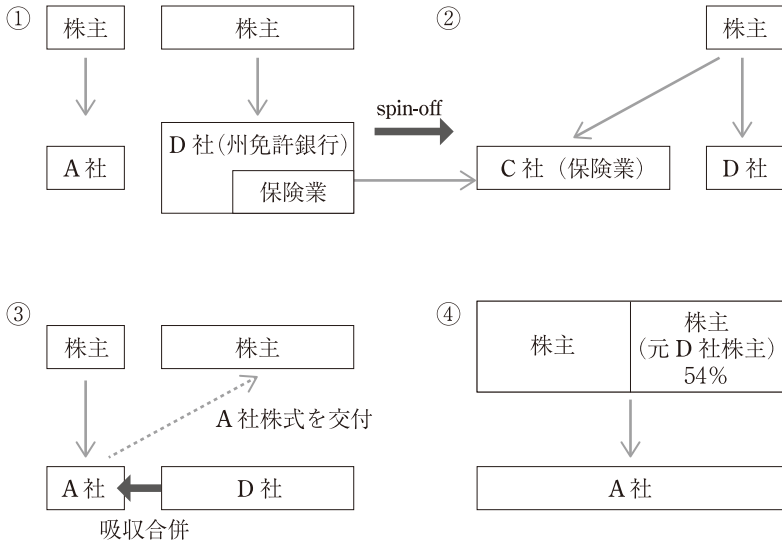
60) *Morris Trust v. C.I.R.*, 42 T.C. 779(1964)

(租税裁判所 1964年6月24日)

(98) 組織再編税制の考察 (一) (鈴木)

ナショナル・バンクは、連邦免許銀行に関する法規によって、原則として保険事業を行うことが禁止されているからである。そこでD社は、合併に先立って、保険事業を spin-off の方法で分離することにした。すなわち、保険事業にかかる資産を出資してC社を設立し、それに際して取得したすべてのC株を自らの株主に分配したのである。そしてこの spin-off の後で、A社がD社を吸収合併した。この取引によって、D社の株主たちは、発行済全A株のうち、54%を取得した。

図13



裁判の争点は、D社の事業が継続しているかどうか（言い換えると、事業継続についての判断基準はD社株主がかつてD社で保有していた投資持分が継続しているかどうか）というものであった。そして、事業継続についての判断基準はD社株主がかつてD社で保有していた投資持分が継続しているかどうかである。すなわち、投資持分継続性の原則を満たしているかどうかである⁶¹⁾。

61) 渡辺・前掲注 (50) 190頁

裁判所は、合併後の旧 D 社株主が C 株の100%と A 株の54%を保有している事実をあげ、投資持分継続性が満たされると判示した。

この取引で議論となる点は、一部の事業（買収対象事業）が元の分割法人の株主の手から完全に離れることが予定されている場合にまで、果たして会社分割を非課税取引として認められていいのかということである。

例えば下記の二つの取引については、結果が同じであるにも関わらず、異なる課税関係が生じてしまうこととなる。

【前提：複数の事業を営んでいる D 社について、そのうちの一つを A 社が欲した場合】

- ① D 社が対象となっている事業の資産を A 社に売却すれば、含み益について課税される。
- ② D 社が、対象外資産を出資して子会社 C を作り、株主に対して C 株を spin-off した後で、A 社が D 社を吸収合併すれば、A 社は対象資産の支配権を獲得することとなる。(spin-off、吸収合併が適格と判断されれば、D 社は非課税で、対象資産を A 社に移転することができる。)

②の取引について問題となる点について、渡辺徹也教授は下記の通り説明している。

アメリカの組織変更において、「実質的にすべての資産」の移転が要求される。合併等の取得組織変更だけを行うなら、資産をすべて移転しなければならない。しかし、②の取引ように、取得組織変更の前段階として、法人分割を行うことにより、必要な資産だけをすべての資産から「切り離す」ことが可能となる。つまり、②の取引については、恣意的に対象資産を選択する点において、売買と同様であるにも関わらず、その一方で、取引を組織変更として構成する限り、非課税の取扱いを享受できる点が問題なのである⁶²⁾。

①と②の取引で異なる点は、一連の取引の後の A 社について、旧 D 社株主の投資が継続しているかどうかである。①の取引については、対象資産について、完全に旧 D 社株主から、切り離されるのに対して、②の取引後には、旧 D 社株主は D 社株式の代わりに A 社株式を保有しているはずであ

62) 渡辺・前掲注 (50) 195頁

る。この **Morris Trust** 事件の判決で、この取引が適格で非課税と判断された主要因はそこにある。すなわち、355条が認めているのは、既存の株主間において、既存の法人事業の一部を非課税で分割することであって、新しい株主が **spin-off** を利用して既存の法人事業の一部（取得法人が欲する事業）を取得する行為は、法人による当該事業の譲渡に等しいというのである。分割を非課税とする根拠は、既存の株主間で事業を分割すること、既存の株主による投資が継続していることである。

Morris Trust 裁判で納税者が勝訴したことにより、アメリカでは類似取引が頻繁に行われるようになった。アメリカ議会では、**spin-off** を利用して、新しい株主が事業を取得したとされる法人には、課税があってもしかるべきと判断し、下記の355条 (e) の制定により、規制を行うこととした。

Morris Trust 取引を規制することを目的として、制定されたアメリカ歳入法355条 (e) の内容は以下の通りである。一人またはそれ以上の者が、分割前からの計画に従って、分配法人または被支配法人の持分のうち50%以上を、直接または間接に取得する株式分配を行う場合については、その取引を取得とみなし、分配した株式の含み益について、分配法人に対して課税を行う。

例えば、D社が、対象外資産を出資して子会社Cを作り、株主に対してC株を **spin-off** した後で、A社がD社を吸収合併する事例について、A社がD社の持分の過半数を取得する場合においては、分配されたC株が売却されたとみなされて、その含み益について、分配法人D社において課税される⁶³⁾。

分配の日の2年前に開始する4年間における取得は、計画に従って行われたものとみなされる⁶⁴⁾。つまり、分配の時点を含んで、前後2年間に分配法人または被分配法人の株式50%以上を保有する者が現れた場合、その分配について、非課税取引は認められない。

63) この課税方法に問題がない訳ではない。この事例で、A社が取得したのは、D社に残った資産であって、本来であれば、この対象資産の含み益について、課税されるべきである。

64) 本庄資『アメリカ法人税法講義』428頁（2016年 税務経理協会）

言い換えると、元の株主が分配法人（被分配法人）および取得法人の50%超の持分を所有している場合や、分配の前後2年間以外の法人の持分の変化が起こった場合については、その分割は非課税扱いを受けられることとなる。

また、この355条（e）の要件に抵触した場合、非課税措置が否定されるのは、分配法人だけである。すなわち、分配法人が有していた被分配法人株式の含み益に対して譲渡益課税を受けるというだけであり、被分配法人株式の交付を受けた株主自体については、配当課税などは発生せず課税の繰延べは依然認められる⁶⁵⁾。

（5）我が国の組織再編税制への示唆

（4）ではアメリカでの主な租税回避行為とその規制を説明したが、日本でも同じようなことが起こりうるだろうか。①～③の各取引について、日本の税制に当てはめるとどうであるか検討する。

① ベイル・アウトについて

日本の組織再編税制においては、株主について、配当所得として課税されるべきところ、譲渡所得への変換し、税負担を軽くすることが可能であろうか。例えば、共同事業再編成における株式継続保有要件は分割型分割における当該分割法人の株主に支配株主がいる場合にしか適用されない。従来、この要件は、分割法人の株主が50人未満の場合に適用されていたが、平成29年の改正で支配株主がいる場合に適用されることとなった。

支配株主の有無が判断基準として適当かどうかは別にしても、支配株主が存在しないのであれば、配当所得から譲渡所得（キャピタル・ゲイン）への転換（ベイル・アウト）が可能となっている。このベイル・アウトの問題については、次章においてさらに検討を行う。

② 含み益課税の回避について

日本において、法人が保有する含み益の生じている資産について、適格分割型分割等によって、株主に対象資産についての株式を交付する際に、非課税でその簿価を時価まで引き上げ、他の者に売却することは可能であ

65) 武井・前掲注(43)44頁

(102) 組織再編税制の考察 (一) (鈴木)

ろうか。すなわち、法人分割を利用して、一部の含み益の有している資産を、適格分割を利用して、含み益についての課税を受けることなく、譲渡することは可能であるかどうかを検討する。日本の適格分割等で株主に交付される株式の簿価は、元に保有する株式の簿価を受け継ぐため、非課税で簿価をステップアップすることは可能である。上記のアメリカの事例については、日本における、支配関係のある法人間における分割型分割（下記（ア））、完全支配関係のある法人間における適格現物分配（下記（イ））、平成29年改正によって、適格組織再編成に追加された株式分配（下記（ウ））が類似取引に該当し、これらについて、検討する必要があるといえよう。

(ア) グループ内分割型分割について

完全支配関係のある法人間における、新設分割型分割の下記の事例について、検討したい。

〔前提条件〕

A社：D社の一部（F資産以外）の取得を望んでいる

D社：総資産の内訳 簿価 1,000 市場価格 2,000

うち、F資産（簿価500、市場価格1,000）について含み益500が生じている。

A社がD社株式のすべてを2,000で購入する（D社の完全親法人となる）

D社は新設分割（分割型分割）によりF資産のみを有するC社を設立する。

C社株式のすべてがD社の株主であるA社に引き継がれる。

A社株主におけるC株の簿価は1,000となる。

仕訳 C社株式：1,000※ D社株式 1,000※

※所有株式（D社株式）の帳簿価額2,000×移転資産の帳簿価額500／総資産負債の帳簿価額1,000

C社株式の帳簿価額に注目すると、非課税で500から市場価格と等しい1,000にステップアップしている。しかし、支配関係継続要件により、A社は分割承継法人C社の株式を売却することができない。そのため、含み益についての課税を回避しつつ、A社から切り離すことは不可能となる。

その一方で、F資産のみをD社に残すような新設分割の方法を採用した場合はどうなるであろうか。A社株主における、D社株式の簿価は同じく市場価格と同額の1,000となるが、平成29年の改正によって、分割法人であ

るD社株式については、支配関係の継続が求められなくなった。それゆえ、A社が他の者にD社株式を売却することは可能であり、本来D社において、含み益500について、課税されるべきところ、非課税で切り離すことが可能となる。

(イ) 現物分配について

また、現物分配については、どうであろうか。

完全支配関係のある法人間における適格現物分配においては、株主である被現物分配法人の仕訳は下記の通りとなり、含み益資産の帳簿価格のかさ上げは生じない。

資産（帳簿価額）500／受取配当 500

(ウ) 株式分配について

同じ現物分配の一種ではあるが、平成29年で導入された株式分配については、株式の分配を受けた株主の仕訳は下記の通りとなり、含み益資産の帳簿価格のかさ上げの可能性が生じることとなる。

完全子法人株式 1,000※ 現物分配法人株式（所有株式）1,000※

※株式分配直前の所有株式の帳簿価額2,000×分配法人における完全子法人株式の帳簿価額500／分配法人の総資産負債の帳簿価額1,000

ただし、株式分配においては、適格要件を満たすためには、その株式分配の前後で支配株主がいないこと、株式分配が持分保有割合に応じてなされなければならないことが条件（つまり、非按分型分割は適格組織再編においては認められない）となっており、一定の者による特定の資産の選択的取得・売却は難しいであろう。

(ウ)の通り、日本の株式分配においては、支配株主が組織再編成の前後でいないこと、及び、非按分型分割を認めないことを要件とすることによって、アメリカの歳入法355条(d)が主に対象とするような租税回避行為はわが国においては、行うことができない。しかし、(ア)で検討した事例の通り、適格分割における分割法人の支配要件がなくなったことにより、法人段階において、含み益についての課税を回避して、資産をその法人や株主から切り離すことができることとなる。

このように日本において、平成29年で改正された分割型分割における支配要件の緩和によって、租税回避行為の可能性を高めることとなった。一方で、非按分型分割を適格組織再編成として認めないことによって、アメ

(104) 組織再編税制の考察 (一) (鈴木)

リカの歳入法355条 (e) が主に対象とするような租税回避行為は、共同事業再編や株式分配において行うことはできない。しかしながら、非按分型分割を認めないということは制度として、フレキシビリティに欠けるとの指摘がなされている⁶⁶⁾。非按分型分割については、次章においてさらに検討を行う。

③ モリス・トラスト取引 (資産・事業の選択的取得) について

日本におけるモリス・トラスト取引の類似取引は吸収分割である。日本の吸収分割においても、事業や資産の一部が非課税で切り離され、元の法人から他の法人に移転される際に、本来譲渡益として課税を受けるべき取引が課税を免れることが問題となるであろうか。

平成13年の組織再編税制導入前に吸収分割の濫用の可能性が指摘されていた⁶⁷⁾。

アメリカのモリス・トラスト取引において、最も重視されていたのは、合併後の分割承継法人の旧株主の株式保有割合である。その一方で、日本においては、企業グループ内の分割においては、持分割合50%超の制限をつけることによって、濫用を防止しようとしている。しかしながら、共同事業を営むための分割には持分割合を一定に保つ要件はない。それ以外の要件を満たす限り、モリス・トラスト取引は可能ということになる⁶⁸⁾。共同事業再編の要件については、次章で検討する。

(以下、次号につづく)

66) 渡辺徹也『企業取引と租税回避 租税回避行為への司法上および立法上の対応』200頁 (中央経済社, 2002)

67) 岡村忠生「法人分割税制とその乱用」税経通信55巻15号 31頁
太田洋「吸収分割を用いた M&A と課税」商事法務1578号 24頁

68) 渡辺・前掲注 (66) 200頁